

平成27年7月27日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(ワ)第8492号技術料等請求事件

口頭弁論終結日 平成27年6月1日

判 決

大阪府八尾市植松町三丁目4番20号

原	告	カガワケミカル株式会社
同代表者代表取締役	香	川 映 二
同訴訟代理人弁護士	室	谷 和 彦
同	千	々 和 章
同	藪	野 恒 明
同	藤	田 修 輔

神戸市 ~~三田区本町三丁目~~

被	告	ケ 株式会社
同代表者代表取締役		株式会社
同訴訟代理人弁護士	高	松 直 樹
同訴訟復代理人弁護士	峯	健 一 郎

主 文

- 1 被告は、原告に対し、2156万9971円及びこれに対する平成23年6月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、747万1100円及びこれに対する平成27年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告に対し、854万円及びこれに対する平成24年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 原告のその余の請求を棄却する。
- 5 訴訟費用はこれを10分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

6 この判決は、1項ないし3項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、2561万2985円及びこれに対する平成23年6月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、798万6751円及びこれに対する平成27年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告に対し、898万2246円及びこれに対する平成24年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- 5 仮執行宣言

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、原告代表者により合成方法が開発された高機能樹脂等の成果である製品について、製法の使用許諾契約が原告と被告との間で締結されていたところ、平成22年6月1日から原告が同契約を解除した平成23年4月末日までの未払技術料があると主張して、2235万5,858円及びこれに対する支払期限の翌日である同年6月1日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を、同契約が解除された後も被告が上記製品のうちU■■■■■を製造販売していることについて、不法行為に基づく損害賠償として、予備的に不当利得に基づく返還請求として、技術料相当額である697万1100円及びこれに対する不法行為の日以後である平成27年4月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金（予備的に悪意の利息）の支払を、被告が上記製品のうちM■■■■■を製造販売していることについて、不法行為に基づく損害賠償として、予備的に不当利得に基づく返還請求として、技術料相当額784万円及びこれに対する不法行為の日以後である平成24年3月1日から支払済みまで前同様の遅延損害金（予備的に悪意の

【原告】

ア 原告代表者である香川は、紫外線硬化を応用した高機能性樹脂等の合成方法を研究開発し、その成果である本件製品を含む「EY-RESIN」シリーズの合成方法（以下「本件レシピ」という。）の使用については、平成7年1月17日に、旧KC社と[REDACTED]工業株式会社（以下「L社」という。）との間で、技術料の支払が合意され、さらに、同月20日には、秘密保持条項等を含む契約が、旧KC社、L社、[REDACTED]株式会社（以下「[REDACTED]」という。）との間で締結されたのであるから、本件製品の製造に不可欠であるとは明らかである。

イ 多くの企業は、製品から知ることができる技術については特許を出願するが、製品から分からない生産技術（製造方法、製造装置）に関する発明はノウハウとして秘匿する取扱いが一般的である。本件レシピについても、ノウハウとして秘匿すべき情報であり、特許出願していないことをもって保護されないとする根拠はない。

【被告】

ア 本件製品及び本件レシピはいずれも新規性や進歩性を有するものではなく、特許を取得できるものではなく、旧KC社の取引先が、本件製品や本件レシピによる技術を同社から購入しなければならないインセンティブは一切存しない。

イ 本件レシピは、旧KC社に所属していた技術者4名（香川を含む。）によって共同開発されたものであり、香川は、その基礎を考案し、材料の調合・調整を行ったにすぎない。

(2) 本件レシピの使用許諾契約の成否

【原告】

ア 旧KC社は、高機能性樹脂等の合成方法の研究開発の成果である本件レシピについて、被告やLC社に使用許諾し、その技術料を利益としていた。

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因(事案の概要)は、原判決(大阪地方裁判所平成24年(ワ)第8492号技術料等請求事件)記載のとおりであるからこれを引用する。

第3 和解条項

- 1 控訴人と被控訴人は、紫外線硬化を応用した高機能性樹脂等の合成方法である「EY-RESIN」シリーズの全ての合成方法(以下「本件レシピ」という。)に関する権利が被控訴人に帰属することを確認する。
- 2 控訴人は、被控訴人に対し、本件解決金として3000万円の支払義務があることを認める。
- 3 控訴人は、被控訴人に対し、前項の金員を平成28年2月末日限り、三菱東京UFJ銀行大阪中央支店の「藪野・藤田法律事務所」名義の普通預金口座(口座番号0000481)に振り込む方法により支払う。
- 4 控訴人が前項の支払を怠ったときは、控訴人は、被控訴人に対し、第2項の金員から既払い金を控除した残金及びこれに対する平成28年3月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を付加して支払う。
- 5 被控訴人は、控訴人が第3項の支払をした後、直ちに神戸地方裁判所平成27年(ワ)第820号債権差押命令申立事件を取り下げる。
- 6 被控訴人は、控訴人に対し、控訴人が大阪地方裁判所平成27年(ワ)第1326号強制執行停止の申立て事件について供託した担保(大阪法務局平成27年度金第8136号)の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。
- 7 被控訴人は、控訴人に対し、控訴人が従前行っていた本件レシピを使用した製品(以下「本件製品」という。)の取引を行うことに異議を述べない。ただし、本件製品につき控訴人の取引先と被控訴人との間において、合理的な金額又は割合による交渉を行っているにもかかわらず、本件製品につき控訴人の取引先と被控訴人との間において技術料の合意に至らなかった場合はこの限りでない。